

静岡県教育委員会

議事録

平成 27 年度 第 1 回定例
4 月 2 日（木）

静岡県教育委員会教育長職務代理者 加藤文夫は、

平成 27 年 4 月 2 日に教育委員会第 1 回定例会を招集した。

1	開催日時	平成 27 年 4 月 2 日 (木)	開会 閉会	14 時 30 分 15 時 50 分
2	会 場	教育委員会議室		
3	出席者	教育長職務代理者 委 員 委 員 委 員 委 員	加 藤 文 夫 溝 口 紀 子 斉 藤 行 雄 興 直 孝 渡 邊 靖 乃	
	事務局 (説明員)	杉 山 行 由 水 元 敏 夫 池 田 和 久 高 橋 雄 幸 山 本 知 成 中 川 好 広 平 松 明 子 長 澤 由 哉 杉 山 和 幸 林 剛 史 奥 村 篤 篤 渋谷 浩 史 渡 邊 浩 喜 北 川 清 美 増 田 曜 子 福 永 秀 樹 唐 國 宏 章 羽 田 明 夫 赤 石 達 彦 河原崎 全 杉 本 寿 久 吉 田 達 男 雪 島 こそ江 齋 藤 祐 幸 中 村 かおり 鈴 木 敏 彦	教育次長 教育監 理事兼教育総務課長 健康安全教育室長 教育政策課長 情報化推進室長 人権教育推進室長 財務課長 福利課長 義務教育課長 義務教育課人事監 高校教育課長 特別支援教育課長 社会教育課長 文化財保護課長 スポーツ振興課長 静岡教育事務所長 静岡西教育事務所長 埋蔵文化財センター所長 中央図書館長 総合教育センター所長 焼津青少年の家所長 観音山少年自然の家所長 富士山麓山の村所長 教育総務課専門監 高校教育課主席指導主事	

4 その他

- (1) 第 1 号議案は、原案どおり可決された。
- (2) 報告事項 1～3 は了承された。

【開 会】

教育長職務代理者： ただ今より、教育委員会定例会を開催する。
今回の会議録の署名は、私のほか、溝口委員にお願いする。

【非公開の決議】

教育長職務代理者： 議案の審議に入る前に、本定例会の報告事項の取扱いについて諮る。
第1号議案は人事案件であるため、非公開としたいと思うが、異議はないか。

全 委 員： 異議なし。

教育長職務代理者： それでは、公開案件から審議を始め、第1号議案を非公開とする。

報告事項1 平成27年度教育委員会事務局所属長等

教育長職務代理者： 報告事項1頁「報告事項1 平成27年度教育委員会事務局所属長等」について、各所属長より説明願う。

各 所 属 長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理者： 報告事項1を了承した。

昨日、臨時部局長会議があり、川勝知事から訓示があった。訓示の3分の1が教育委員会、教育に関する話だった。従って昨年同様、知事が並々ならない関心を教育行政に対して持っている。皆さんも今年1年何を実施したか、県民に対し説明できるように取り組んでいただきたい。また去年は知事との間でトラブルがあったと感じている。それは「No、Because (ノー、ビコーズ)」できません、その理由はこうです。という対応であったと感じている。今年は「Yes、But (イエス、バット)」にしましょう。わかりました、でもこの部分はこういう風にやりたい。という対応でいけば関係はスムーズに行くと思う。知事は我々の教育行政を応援する意向である。予算もたくさん取れるはずである。

報告事項2 監査結果に関する報告

教育長職務代理者： 報告事項2頁「報告事項2 監査結果に関する報告」について、池田教育総務課長より説明願う。

教育総務課長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理者： 質疑等はあるか。

興 委 員： 去年の9月に定例会で報告があったということだが、どういう報告か。事後に作成した上、誤って別の書類に綴じてあったとの虚偽の報告を監査担当者に行ったと記載されたとあるがきわめて信じ難い重要な事案である。機関名非公表ということで監査当局から文書が出ているか不明だが、内部通報者保護という観点から名前を出さない、機関名を出さないということが果たして取り組みとして良かったのか。9月の段階で定例会へどのような報告をされたのか。そこを見逃してしまったのは私自身の責任でもあるのだが、9月の説明をもう一度お願いす

る。

教育総務課長： 9月は非公開であるので、機関名もはっきりさせて説明しているところである。内部通報の状況、あるいは他のこれまでの処分の案件、例えば平成22年の不適正経理で処分をしているが、それに準ずる処分を実施すると説明しているところである。

興 委 員： 内部通報にあった事案は、基本的にオープンにしないということか。

教育総務課長： そうである。内部通報者を保護する観点からである。今回、こちらを非公表と判断したのは監査委員事務局の考え方である。

興 委 員： 監査報告がなければこれは基本的にオープンでなかったということか。

教育総務課長： そうである。

興 委 員： 私たち教育行政を預かるものとして、行政行為は適切に行われることが大事であって、9月の段階で虚偽の報告をしたということが私たちに報告されていたのか。教育委員の一人として責任は痛感する。本当に内部通報された取り組みは公表しないというやり方がいいのか、そのところは別途の機会にありようを考えた方がよろしいのではないのか。これは済んでしまった話だが、教育委員として行政の適切な行為を進めていくのが本来必要なことであって、内部通報であればすべてオープンにならないということであれば大変なことではないか。内部通報があっても、恐れず公表をするという姿勢は必要であって、ありようも含めて教育委員会として対応を考えていく必要がある。

教育長職務代理者： これは2つの問題を含んでいる。ひとつは入札において入札執行荷が作られなかったということ。我々の9月の処分は書類を作っていなかったということに対しての処分なのか。

教育総務課長： そうではなく、虚偽の報告をしたということである。入札執行荷とは予算の執行残額を確認して入札を執行していいですかという伺いである。その次に行われるのが公告で、公告荷の中には入札執行荷の内容が含まれている。公告荷と同時に入札執行荷も一緒に済ませてしまったと報告すれば済んでしまったと思われる事案である。書類が作成されていなかったことが問題ではなく、虚偽の報告をしたということが問題である。

教育長職務代理者： ということはその時点で虚偽の報告をしたということは明らかになっているということか。

教育総務課長： そうである。

教育長職務代理者： それで監査の方がその事実を後から知ってこういうことになったと。

教育総務課長： そうである。監査も知ってから半年たって3月に報告を出している。その間、所属名を公表すべきかどうか意見が分かれたと聞いている。

教育長職務代理者： いずれにせよ、第三者機関がチェックするというシステムの中では、監査行為を妨害するということは問題である。したこと、入札業務をしつかりできなかつたことは以後気を付けますと、謝ればよいことであると考えると微罪である。微罪であることを隠すということ、あるいは虚偽の報告書を作るということは、後始末にやったことのほうが

最初の間違いよりも悪質である。我々は県民の付託を受けて仕事をしているわけで、監査という行政上のしっかりした組織に対して、協力する。間違ったことに対しては間違ったと正直に申し上げるということは基本中の基本で、これがないがしろにされてしまうと監査制度自体が機能しなくなってしまう。

溝口委員： 以前、監査委員との交流があった時に、名前は出さなかったが、当該の機関とはいえないが、監査を受けたときに結果の受け止め方が真摯に受け止めていないという御指摘をいただいた。今思えばこのことではなかったのかと思う。もう一度蒸し返されている、なかなか受け入れられないと思うこともあるが、もう一度指摘があったということは真摯に受け止めなければならない。私たちも資料を見ながら思い出しているところであるが、また改めて非公開か次回かどこかでやった方が、監査委員にも教育委員会はしっかり受け止めているということになる。そういう対応にしたらどうか。

教育総務課長： 問題は監査委員の指摘を軽く見たところにある。その部分は重く受け止めたいと思う。

教育長職務代理者： この場で話を進めてしまうと、どこまで話をしていいのか、どこまで公開していいのか、判断する場ではないので、次回は非公開の場ですべての資料を出していただいて、どういう風に対応したらいいのか検討したいと思うがよろしいか。

興委員： 今の報告でなんら差し支えないが、今日は監査結果に関する報告がこういった形でフォーカスされて出てきている。監査の方からは、代表監査のみならず4名の名前がある文書が監査から公開で出されているのか。

教育総務課長： そうである。

興委員： いわゆる、監査結果ということで、監査委員が監査対象期間で実施したもの、監査委員が書面で実施したもの、財務事務に関して随時に実施したもの、ということではか監査の方からは発表されていないのか。

教育総務課長： そうである。

興委員： この内容で発表されているのか。

中村専門監： 監査委員から記者提供された資料は、機関名は非公表となっている。指摘の内容は平成26年1月予備監査で、平成25年清掃管理業務委託の確認を行った際、入歳出執行伺が見当たらなかったため提出を求めた。同機関担当者から別の綴りにあった入札執行伺を発見したとの報告を受けた。その後、書類を発見したとは虚偽の報告であるとの内部通報があり、調査で入札執行伺は事後に作成されたものであることが判明したとなっている。

溝口委員： このままだと、監査委員を愚弄しているような形になってしまう。

教育長職務代理者： 金額的には大した金額ではないのにもかかわらず、小さな手続き上のミスを隠す、虚偽の報告をするというその事が問題である。次回の時に細かい資料を出してもらって、我々としてもどういったかたちで内部通

達を出した方がいいのか議論することとする。

他に異議はないか。

全 委 員： (特になし)

教育長職務代理人： 報告事項2を了承した。

報告事項3 平成27年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要

教育長職務代理人： 報告事項4頁「報告事項3 平成27年度静岡県公立高等学校入学者選抜結果の概要」について、渋谷高校教育課長より説明願う。

高校教育課長： <報告事項についての説明>

教育長職務代理人： 質疑等はあるか。

溝 口 委 員： 裁量枠のことで、静高の野球部が偏差値70で全国大会でも旋風を起し全国的にもかなり有名になっている。静岡県の裁量枠がいい方に注目を浴びたい例である。もうひとつ私が言いたいのは裁量枠の男女比である。そのデータも是非次回は願います。もう一点、非常に気になったところは定員割れのところで、ドラスティックにやった方が良い。例えば島根県の隠岐島前高校だと島留学でかなりインセンティブを与えて攻めの入試をやっている。静岡県も若者が県外流出している状況で、県内はもちろんであるが県外からもどうやって過疎地域に生徒を流入していくかを高校入試から考えていかないとどんどん先細りになる。

高校教育課長： 県外ということだが、県立高校なので県内からの募集となる。

溝 口 委 員： 裁量枠は県外生徒も募集している。

高校教育課長： 前提としては住居を移して、保護者もこちらへ来ていただき学校に通うということを条件としている。

溝 口 委 員： なぜ隠岐島前高校はできたのか。同じ県立である。

高校教育課長： 調べていないので不明である。

溝 口 委 員： 県内だけでという正直パイが少なくなっている訳で、今までの既存の発想で県内だけという考えだとダメである。他県ではそういった前例もある。抜本的な解決をお願いします。

高校教育課長： 例えば熱海高校では、市が入って熱海高校の活性化という観点で協議会を行っている。川根高校では先ほどの島留学ではないが、川根留学と謳って、下宿して川根高校に通う生徒を募集している。

興 委 員： 今日の報告を聞いて、ポイントはなんだったのだろうか分からない。溝口委員からお話があったように、昨年、定例会で募集要項が出た時点で、学校裁量枠について問題提起されたが、要するにタイミングが切迫しており教育委員会の実質的な審議ができない状態で教育委員会に上がってきているので、戦略的な取り組みができない。したがって適時にこの問題のデータを整理して、公立高等学校の定員の在り方問題ということで、きちんと議論し戦略的な教育の在り方というのが教育委員会としてできるだろうと思う。また今年も同じようなタイミングで上がってくればいいということではなく、教育次長、事務局の方で、教育委員会事務局を支えるという観点から取り組みを見直してい

ただきたい。それと御案内のとおりインターネットで静高の1回戦勝った後か、2回戦で勝った後か忘れてしまったが、週刊ゲンダイか何かの情報がインターネットで流れている。私はこの問題が決していかなんという訳ではないが、学校裁量枠の成果を教育委員会としてどう受け止めているのか、良いものは助長する必要があるし、問題があれば直した方が良いと思う。静高の裁量枠で入った生徒諸君は特別なクラスに入る訳ではなくて一般のクラスに溶け込んで教育を受けている。野球という裁量枠で入ったにしても必ずしも野球に縛られるわけではなくて、選択の余地が広がってくるという話のようであるが、それはそれとして中等教育の段階ですら重要なことだと思ふ。学校裁量枠を頭から否定するのではなく、それを意味のあるものに仕上げていく努力を是非教育委員会としていかなければいけないと、タイミングよくいろんなデータを出して議論を、定例会の場で議論する話ではないのかも知れないが検討をお願いする。

教育長職務代理者： 学年制による定時制と単位制による定時制とで、学年制による定時制の方がはるかに多いのかと思っていたら、単位制による定時制の方が人数を増やしている。その方が学び易いということなのか。

高校教育課長： 単位制の3校は生徒が通う時間も3部制をとっている。非常に選択肢も多い。外国人の方も学び易い環境にある。

教育長職務代理者： 単位制の場合は卒業までに何年という決まりはないのか。

鈴木主席指導主事： 学年制による定時制が主に4年となっている。制度上3年で卒業することも可能である。単位制の場合は卒業に必要な単位を取得しなくてはならない。何年生ということではなく何年次生ということである。概ね3～4年で卒業となる。

興 委 員： 単位制で学校に属する場合、3年でなくて2年で卒業できるか。

鈴木主席指導主事： 3年は修業年限として必要である。

興 委 員： 3年というのは求められているのか。

鈴木主席指導主事： そうである。また、指導要領上は74単位の取得を求められる。

興 委 員： 卒業するまでの年限が決められているのか。そういう意味では単位制というのは期間がフリーという訳ではないということなのか。誤解を与えないような説明を尽くしていただければと思う。たまたま、溝口委員から島根県の隠岐島前高校の話が出たのですが、私も島根県出身であるが、いろいろなところでこの件は報道されている。町おこしの観点から着目されて非常にニュースバリューがあるだろうと考えている。むしろ着目したいのはそこを出た生徒諸君が、島根県隠岐の地域の中で中核人材として活躍したいとメッセージを発していることである。それがすべてとは言わないが、地域の活性化と中等教育の機会を提供するという非常に広い観点からの取り組みを静岡県も考えてみるということから始めてみる等、知恵をしぼって静岡県の特徴を生かす取り組みをどうしたらいいか、そういう観点からこの問題も積極的に取り組んでほしいと思う。

溝口委員： 定時制で外国人の生徒が増えたというのはどれぐらいの数字なのか。というのは、私も大学受験のほうで定時制というか外国人の受験者がこういう形で多くなっているケースが多くなっている。私の時代は家庭の事情で働きながら定時制に通うという生徒が多かったが、私がある学校に講演で行った時に半分以上が外国人だった。マーケットも考えないと、ただ学年制から単位制ということでは受験生の背景が見えない。

教育監： 学年制というのは静岡高校等の夜間制の定時制である。委員の皆さんがイメージする定時制かと思う。また学校によって在籍する生徒の人数は偏在している。それから語学の能力についても相当厳しい部分もある。定員は 40 人だが 10 数人のクラスが多いのが現状である。3人4人ぐらいは外国の方でしかも語学力、日本語力に多少のハンデキャップがある、という方がいるというのが現状である。

教育長職務代理人： 数年前に民主党が政権とった時に、高校の授業料の無料化をやった。無料化をやったら、定時制に行っても昼間の高校に行っても無料だからということで、一時、定時制に行く人が減った。それでいわゆる普通の高校に行く人が増えた。しかし実際に行ってみたら、授業料はタダになったけれども、定時制の場合は授業料以外に掛かる費用が非常に少ないのに対して普通の高校に行く授業料が無償になったとしても部活を含めていろんな活動費用にお金がかかるということで、見直されて定時制の方に人気移ったという記憶がある。定時制はある意味貧困家庭への大事な救済手段ではある。その意味で生徒の家庭の事情に配慮して通いやすいような内容に変えていく必要があるのではないか。

高校教育課長： 高校も貧困対策として、支援金・奨学金等の制度も充実している。制度の活用を生徒に説明するとともに、特に生活保護受給者のご子息等には、さらにまた支援制度がある。そういった制度を活用して全日制の生徒、特に貧困な生徒を支援していく。

教育長職務代理人： このデータだけだと、何をしたらいいのかよくわからない。これを数年ベースの傾向として捉えて、来年度はどのような手を打つのかという施策を出していただくと議論がし易くなる。

他に意見はないか。

全委員： (特になし)

教育長職務代理人： 報告事項3を了承した。

【会議の非公開】

教育長職務代理人： ここで会議を非公開とする。

<非>第1号議案 平成26年度永年勤続者表彰被表彰者(追加)の決定

※非公開

【閉会】

教育長職務代理者： 以上で、本定例会の議事はすべて終了した。
これをもって、平成 27 年度第 1 回教育委員会定例会を閉会とする。